

# 定 款

(2024年5月23日改正)

株式会社ライフコーポレーション

# 定 款

## 第一章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社ライフコーポレーションと称し、英文では L I F E  
C O R P O R A T I O N と表わす。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 百貨小売業およびこれに関連する商品の製造、加工業ならびに卸販売、輸出入業。
- (2) スーパーマーケット、スーパーストア、ショッピングセンターの建設、経営および業務受託。
- (3) 医薬品、劇物、農薬、毒物、化粧品、日用雑貨品、全酒類、米穀類、煙草、塩、印紙、切手、繊維製品の製造、販売および輸出入業ならびに園芸植物の生産、販売および輸出入業。
- (4) 飲食店および興業場、遊技場、プレイガイド、駐車場の経営ならびにクリーニング業。
- (5) 薬局および診療所、託児所の経営、衛生材料、医療用具、薬品ならびに計量器の製造、販売業。
- (6) 食料品(生鮮果実、野菜、食肉、魚介類、瓶缶詰類、香辛調味料、乳製品、菓子、同原料、農水産物およびその他各種加工食料品)の製造、販売および輸出入業。
- (7) 鉄、銅鋼および非鉄金属製品、軽・重機械類、木材および同加工品、化学工業製品類の製造、販売ならびに輸出入業。
- (8) 土地、建物、有価証券の所有および利用ならびに関連事業に対する投融資。
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定業。
- (10) 室内外装飾および設備の設計、施工ならびに建設業。
- (11) 一般乗用旅客自動車運送業および貨物自動車運送業ならびに旅行業法に基づく旅行業。
- (12) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
- (13) 古物営業ならびに金融業。
- (14) 海外商取引の代理および輸出入業。
- (15) 船舶、航空機の保有および海、陸、空の輸送ならびに倉庫業。
- (16) 自動車、自転車類、軽車両、その他運搬用具およびその部品の販売および修理。
- (17) 印刷業、出版業、コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの製造および販売。
- (18) 複写業および撮影、録音に関する業務。
- (19) スポーツ施設、文化教室の経営に関する業務。
- (20) 清掃、引越、レンタカー等の業者の斡旋。
- (21) 家具、寝具類、日用雑貨品、家庭用電気機器、スポーツ用品、医療用器具、観葉植物等のレンタルに関する業務。
- (22) 小売業経営に関するコンサルタント業務。
- (23) ビルメンテナンス業および警備業法に基づく警備業。
- (24) インターネットを利用した電子商取引業。
- (25) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する業務。
- (26) クレジットカードによる商品購入およびサービス利用者に対する斡旋業。
- (27) 電子マネーその他の電子的価値情報、前払い式支払い手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供および資金移動業。
- (28) 公共料金等の収納代行業、集金代行業および支払代行業。
- (29) 前各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

## 第三章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度最終の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に

記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第四章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。  
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任し、その決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。  
2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。  
2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役副会長各 1 名を選定することができる。

(役付執行役員)

第 21 条 取締役会の決議により、社長執行役員 1 名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第 22 条 取締役会の決議により、当会社に相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会の招集通知および決議の省略)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任の決定)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第五章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

## 第六章 計算

(事業年度)

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 32 条 当会社の剰余金の配当は、毎事業年度最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 33 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払配当金には利息はつけない。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第69回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。